

平成 2 7 年度

— 第 1 9 回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	平成 2 8 年 3 月 3 0 日	1 1 時 0 0 分				
閉 会	平成 2 8 年 3 月 3 0 日	1 2 時 1 0 分				
会 議 場 所	教育委員室					
委 員 出 欠	花山院弘匡	欠	佐藤 進	出	森本哲次	出
	藤井宣夫	出	高本恭子	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議案及び議事内容	結果
<p>次 第</p> <p>議決事項 1 教育委員会規則の改正等について</p> <p>議決事項 2 事務局職員等の人事評価実施要綱（案）等の知事への協議について</p> <p>議決事項 3 公立学校教職員の標準職務遂行能力を定める要綱（案）の知事への協議について</p> <p>報告事項 1 次世代教員養成プログラム実施案の概要について</p>	<p>一部保留</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p> <p>可 決</p>
<p>○吉田教育長「ただ今から、平成27年度第19回定例教育委員会を開催いたします。本日は花山院委員が欠席ですが、定足数を満たしており、委員会は成立しております。」</p>	
<p> </p>	
<p>議決事項 1 事務局職員の標準的な職を定める規則（案）の知事への協議について</p>	
<p>○吉田教育長 「それでは、議決事項 1 『教育委員会規則の改正等』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○中村次長 「教育委員会規則の改正等について、ご説明します。 規則改正の内容は大きく6つに分けています。 一つ目は、教育委員会事務局等の組織及び事務分掌の見直し等に伴うもので、二つ目は行政不服審査法の改正に伴うもの、三つ目は地方公務員法の改正に伴うもの、四つ目は、学校教育法の改正に伴うもの、五つ目は、学校教育法施行令の改正に伴うもの、六つ目は学校運営協議会に関するものです。 施行期日はいずれも平成28年4月1日としています。 具体的な内容については、所管課ごとにご説明させていただきます。 企画管理室が所管する改正内容についてご説明します。 一つ目の教育委員会事務局等の組織及び事務分掌の見直し等に伴う改正等のうち、1番の奈良県教育委員会事務局組織及び事務分掌規則の改正につきましては、企画管理室、人権・地域教育課、保健体育課及び文化財保存課の係を改編するほか、人権・地域教育課及び保健体育課の事務分掌を改正するものです。 2番の奈良県立教育研究所管理運営規則につきましては、教育研究所の組織及び事務分掌のうち、教育経営部について見直すものです。 3番の奈良県教育委員会事務局職員設置規則の廃止につきましては、事務局に設置する職員について、規定の技能員及び業務員が実際にはいないことから、見直しに伴い廃止するものです。 4番の奈良県教育委員会事務局職員の設置に関する規則の改正につきましては、課に『付』の職を置くことができることとし、主任技能員、技能員、業務員及び経理指導主任を廃止するものです。 5番の奈良県教育委員会会議規則と、6番の奈良県教育委員会会議傍聴規則につきましては、教育委員会の定例会が、現行の会議規則では毎月2回開催することとされていますが、状況に応じて開催できることとするほか、従来の非公開の会議を『秘密会』としていたことについて、他府県の例を踏まえ、『会議を公開しない』という表現に改めるものです。 次に二つ目の行政不服審査法の改正につきましてご説明します。平成26年に行政不服審査法が改正されました。行政不服審査法は、行政の決定や処分に行政機関に不服を申し立てる制度です。この法改正によって不服申し立てが審査請求に一元化され、審査請求することができる期間が60日から3ヶ月に延長されました。これに伴い、職員の任用、分限、懲戒等の手続きに関する規則に定める処分説明書の教示について改正するものです。 次に三つ目の地方公務員法の改正に伴う改正のうち、9番の奈良県教育委員会所属職員の標準</p>	

議案及び議事内容

的な職を定める規則の制定につきましては、3月17日開催の定例教育委員会において、知事への協議を行うにあたり審議いただいたところです。このたび知事への協議が整ったことを受け、改めて規則の制定について提案するものです。本規則は地方公務員法の改正により、標準的な職を任命権者が定めることとされたことから、教育委員会に所属する職員について制定しようとするものです。

企画管理室が所管する内容については以上です。」

○塩見教職員課長 「教職員課が所管する規則の改正内容についてご説明します。

一つ目の行政不服審査法の改正に伴うもののうち、8番の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の2第2項に規定する手続きに関する規則の改正につきましては、行政不服審査法の改正により、不服申し立てが審査請求に一元化されることに伴い、所要の改正を行います。

三つ目の地方公務員法の改正に伴うもののうち、10番の奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則の制定、11番の奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則の改正、12番の奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則の改正につきましては、17日開催の定例教育委員会で知事との協議について審議いただいたところです。このたび、知事との協議が調ったことを受け、改めて規則の制定について提案させていただくものです。

内容に関しては、17日にご説明させていただいたとおりですが、改めてご説明します。

10番の奈良県立高等学校等職員及び奈良県県費負担教職員の標準的な職を定める規則につきましては、県立学校、及び市町村立学校の県費負担教職員の職について、職制上の段階に応じて、校長、教頭、教諭などの標準的な職を定めるものです。

11番の奈良県立高等学校等職員の人事評価に関する規則、12番の奈良県県費負担教職員の人事評価に関する規則につきましては、本規則に基づき、これまで県立学校及び県費負担教職員の人事評価を実施してきたところですが、今回の地方公務員法の改正に伴い、苦情の申し出制度を新たに設けるなど、所要の改正を行うものです。

教職員課が所管する内容については以上です。」

○大西学校教育課長 「学校教育課からは3件ご説明します。

学校教育法施行細則の一部を改正する規則についてご説明します。学校教育法の改正に伴い、新たな義務教育学校の設置について、平成28年4月1日から施行されることに伴い、改正するものです。規定の整備として、申請又は届出の規定に従来の中学校だけでなく、義務教育学校を追加する形になります。

続いて、奈良県就学指導委員会規則の一部を改正する規則についてご説明します。学校教育法施行令の改正に伴い、これまでの特別支援学校への就学に関わる仕組みのうち、就学先の決定について、保護者や専門家の意見聴取の機会の拡大を図ることとされました。その通知を受け、従来、『就学指導委員会』という名称で行われていた会議について、『教育支援委員会』と改めるものです。

手続きについては、従来、障害のある児童生徒の就学については、相談の前に健康診断を受けていただき、総合的な判断により、特別支援学校か地元の小中学校に進むか判断されています。これまで、その総合的な判断を担っていた就学指導委員会を、教育支援委員会に名称を改めるというものです。

最後に、奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の制定についてご説明します。これまで奈良県立学校においては学校運営協議会を設置する学校の指定、いわゆるコミュニティスクールの指定については実施してはおりませんでした。これまで地域とともにある学校づくりの進展、及び学校評議員制度の定着等の状況を踏まえ、コミュニティスクールの指定をすることで、地域と協働した効果的な学校運営がより期待できると思われる学校について、指定を可能とするために、地方教育行政法に基づいて委員会規則の制定を行うものです。

この規則の概要は、協議会をつくることで、委員が基本方針の承認と意見を申し述べることで、それにより学校運営をすすめていくこととなります。規則で定める2つの機能をもとに、これまでの学校評議員制度の機能強化をする形で、地域の人材や学校関係者の意見を反映させることで、地域住民の保護者がより積極的に学校運営に関わっていただくことが可能になります。現在のところ、比較的地域性が強く、これまでも地域とともにある学校づくりに取り組んでいた

議 案 及 び 議 事 内 容

だしている五條高等学校を指定する方向で準備を進めています。規則制定後、早急に要綱を定めて、6月頃には指定を行えるよう作業を進めていきたいと考えています。

学校教育課が所管する内容については以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○森本委員 「県立学校のコミュニティスクールについて、まずは一カ所を指定するということですが、国の方針はいかがでしょうか。」

○吉田教育長 「全ての小中学校をコミュニティスクールにするという方針ですが、現在も変わっていません。奈良県立学校でも、コミュニティスクールにできるところはしたらいと考えているところです。」

○吉田教育長 「規則案第2条記載の内容について、奈良県教育委員会はどのように関わるのか、表現が分かりにくくなっています。」

○大西学校教育課長 「文言を整理させていただきます。」

○森本委員 「奈良県でのコミュニティスクールの指定状況はどうなっていますか。」

○吉田教育長 「奈良市で4校程度、葛城市と五條市が全ての小学校をコミュニティスクールにする方針で進めています。

今までは学校評議員制度が校長の諮問機関ということで運営されていて、校長のいわゆるアドバイザー役であったものが、コミュニティスクールになれば、学校運営について地域の人と協議することになります。

その協議内容が、教育課程の編成、組織編成及び予算執行と国の指針で定められています。この規則案では現在、この指針どおりに進めようとしているということになってはいますが、『その他、協議内容に校長が必要と認めること』と指針では定められているところを、規則案では『教育委員会が必要と認めること』と変更されていますが、良いのでしょうか。」

○大西学校教育課長 「県教育委員会が必要と認める事項もあると考えましたので、この文言としました。校長から、協議が必要なことが提案されましたら、県教育委員会と相談して学校運営協議会に諮ることを想定しています。」

○吉田教育長 「地域とともにある学校づくりのために、校長が必要と認めることを議論できるよう、その趣旨で指針に盛り込まれていたのではないのでしょうか。

協議内容も指針と比較すると少し変わっています。」

○大西学校教育課長 「他府県の事例も参考に案を作成しましたが、その件についても、再度文言を整理させていただきます。」

○藤井委員 「学校運営協議会と学校の、それぞれの権限と責任はどのような内容でしょうか。」

○吉田教育長 「公立の小中学校は全てコミュニティスクールにするという国の方針があり、学校経営についての最終責任者は当然校長ですが、その経営方針は地域の住民も入れて決めるという制度です。校長が経営方針を策定して、学校運営協議会が承認するということになります。

諮問機関であった評議員制度では、評議員の意見が学校経営に十分に反映されなかったこともありましたが、コミュニティスクールでは、学校運営協議会で承認されないと運営ができず、また必要なら修正をさせることができます。」

議案及び議事内容

○森本委員 「国がイメージとして考えている運営協議会のメンバーには、教育委員会が参加できることとされていますが、実際の運用はどのように想定されていますか。」

○大西学校教育課長 「五條高校において学校運営協議会をどうつくるかは今後検討したいと考えています。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則については保留とし、他は原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致

○吉田教育長 「議決事項1については、奈良県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則については保留とし、他は可決いたします。」

議決事項2 事務局職員等の人事評価実施要綱（案）等の知事への協議について

○吉田教育長 「それでは、議決事項2『事務局職員等の人事評価実施要綱（案）等の知事への協議』について、ご説明をお願いします。」

○中村次長 「事務局職員等の人事評価実施要綱（案）等の知事への協議について、ご説明します。

本事項は、奈良県教育委員会事務局職員の標準職務遂行能力並びに人事評価の基準及び方法等、必要な事項等を定めるにあたり、改正地方公務員法第15条第3項の規定により、教育長が知事に協議を行う必要があるために行うものです。

前回3月17日に開催の定例教育委員会でご説明させていただいたとおり、地方公務員につきましては、人事評価制度の導入により、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図る等を目的に、地方公務員法が改正されたことに伴い、議決事項1でご説明させていただいた、関連する教育委員会規則を改正するとともに、事務局職員を対象とする人事評価の具体的な運用にあつては、添付の『奈良県教育委員会所属職員の人事評価実施要綱（案）』により行います。

奈良県教育委員会所属職員の人事評価実施要綱（案）についてご説明します。基本的には、『奈良県知事部局職員の人事評価実施要綱（案）』に基づき、知事部局が行う評価方法等と同じ方法で実施することとしたいと考えています。具体的には、職員の能力を客観的に評価する『能力評価』と、業績を客観的に評価する『業績評価』の2つを年度ごとに実施し、人事評価とします。

この能力評価における評価項目ごとに定める着眼点として、『奈良県教育委員会標準職務遂行能力を定める要綱（案）』により、職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力を定めたいと考えています。

この新たな人事評価は、平成28年度からの実施に向け、知事部局と連携しながら手続きを進めていきます。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項2については可決いたします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

議決事項3 公立学校教職員の標準職務遂行能力を定める要綱（案）の知事への協議について

○吉田教育長 「それでは、議決事項3『公立学校教職員の標準職務遂行能力を定める要綱（案）の知事への協議』について、ご説明をお願いします。」

○塩見教職員課長 「公立学校教職員の標準職務遂行能力を定める要綱（案）の知事への協議について、ご説明します。

地方公務員法の改正に伴い、人事評価の実施に関連して、職務の遂行に必要な能力を定めることが求められています。先ほどの標準的な職を定める規則と関連して、県立学校職員及び県費負担教職員の職務遂行において求められる能力を、それぞれの標準的な職に応じて定めたものとなっています。

本要綱（案）をもって、地方公務員法第15条の2第3項に基づき、知事に協議させていただきたいと考えています。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○森本委員 「事務局職員は、知事部局と同じ平成28年度から運用が適用されるということですが、学校教職員における、運用の適用はいつからですか。」

○塩見教職員課長 「現在決まっているのは、管理職は平成28年度から新たな人事評価で評価され、平成29年度に反映されます。管理職以外は、最上位が新たな人事評価の評価に基づき、平成31年度に反映される等、それぞれ適用時期が異なります。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項3については可決いたします。」

報告事項1 次世代教員養成プログラム実施案の概要について

○吉田教育長 「報告事項1『次世代教員養成プログラム実施案の概要』について、ご報告をお願いします。」

○安井次長 「次世代教員養成プログラム実施案の概要について、前々回の定例教育委員会で報告させていただいた折、県として目指すべき教員像というものを一定示してはどうかとご意見をいただき、再度ご報告させていただきたいと思えます。

内容については、将来、奈良県の主に小学校の教育を担う有能な人材を、高校生の段階から育てるため、奈良教育大学と奈良県教育委員会の連携協議によって、キャリア教育、大学のとの接続、大学入試、教員採用試験の改革も併せて大きく構想しており、広く県内の高校生に対して、教員を志望する高校生を集めて実施するプログラムとなっています。

目指す教員像ということですが、今後プログラム策定委員会が1年間、じっくり時間をかけて協議をするということになってはいますが、現在のところは、教育研究所で検討した案となっています。

高い授業力、豊かな同僚性、卓越した向上心を養成するため、基本的には一方的な講義型、受け身の授業ではなく、グループ学習やペア学習、ICTを効果的に取り入れた双方向型、協働型の学習を取り入れます。

1点目は、高い授業力ということで、生徒と生徒、また生徒と教員の双方向の学び合いによ

議案及び議事内容

り、子どもたちが主体的に意欲をもって学ぶ授業づくりができる授業力、教科指導力を身につけることとしています。

2点目の豊かな同僚性というのは、授業づくりや学級活動等について、教員が一人で取り組むのではなく、一緒に学び合いながら組織で協働して研修する、学級づくりや保護者対応についても、組織で協働的に研修を積んでいくということです。

学校現場はベテランの教員と若手教員との年齢差が大きく、また子どもたちの数の減少に伴う小規模化により、学年に担当教員が一人しかいないということで、協働して学び合うということが現場ではしづらい状況になっていますが、先生方自身がアクティブラーニング、主体的な協働的な課題を見つけて研修するという手法をもって、お互いに学び合うような同僚性豊かな教員の養成をあげています。

3点目は、『教員は教えるプロであると同時に学ぶプロであることが必要である』ということで、教員として学び続けていくことができる力をもった教員を養成するということを、基本的な理念としてあげています。奈良教育大学でも現在、奈良県の教員として必要な資質や能力について、検討していただいています。

プログラムの概要についてご説明します。平成28年9月からプログラム策定委員会の中で、十分に時間をかけて、目指すべき教員像及びプログラムの内容について、具体的に検討していきたいとしています。プログラム策定委員会の進捗に合わせて、教育委員の皆様にもご意見ご指導をいただきたいと考えています。

平成29年9月からプログラム実行委員会において、策定委員会に加えて県内の教員養成系の学部学科をもつ私学を交えて、平成28年度に策定したプログラム原案を検討し、修正等を行うほか、実行に向けた役割分担なども決めていきたいと考えています。

平成30年度当初にプログラム概要を公表させていただき、30年度の高校2年生を対象に周知、説明会を開催し、7月に参加者を募集します。10月から2月まで第1期前期プログラムを実施し、3月に修了認定をします。修了認定を経て、31年度、高校3年生を対象とした後期プログラムを4月から8月に実施します。月1回程度、教育研究所や大学等をお借りして研修の内容を充実させていきます。9月に小論文等の試験を実施し、それをクリアした生徒が、プログラムに参加している大学のA0入試、推薦入試、セミナー入試等に進むことができます。

その際加点又は免除ということで、例えば教育大学の場合は、A0入試でセンター試験を課さないということにしています。大学4年間で高校段階のプログラムの趣旨を踏まえた学習、インターシップ、教育実習等の状況を踏まえ、それを修了した学生が、大学長の推薦により、教員採用試験の一次試験の免除も検討していくということになります。

対象となる、平成29年度の高校1年生について、県内全ての高校から募集することになるので、高田高校及び平城高校の教育コースを、これまで2月の特色選抜で募集していましたが、29年度から特色選抜での募集を停止するということになります。3月の一般入試に一元化することになります。2年生に進級する際に、教育コースで学んでいた内容を、校長のご判断で教育類型として選択することができる制度となります。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○森本委員 「めざす教員像ということですが、総合教育会議でも議論されている郷土愛に対する貢献など、教育振興大綱のキーワードも加えると良いのではないかと思います。」

○吉田教育長 「プログラムを策定する段階で教育大と県教育委員会と協議しながら、小学校の目指す教員像を詰めていきたいと思います。」

○吉田教育長 「他にご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項1については承認いたします。」

議 案 及 び 議 事 内 容

その他報告事項

○吉田教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

○大西学校教育課長 「平成28年度公立学校の設置・廃止等についてご報告します。

本年度届け出が出されたものは、幼稚園では廃止が2件、休園が6件、小学校では設置が1件、廃止が2件、休校が6件、中学校では位置変更が1件、休校が1件となり、中学校の二部授業実施校の3件を含め、合計23件です。

幼稚園では、奈良市立大柳生幼稚園と三宅町立三宅幼稚園の2幼稚園が廃止となります。休園は継続の6園に加えて、在席幼児がいなくなるため、奈良市立鼓阪北幼稚園が新たに休園となります。これにより、平成28年度に園児が在籍する公立幼稚園は、今年度より2園減り、132園となります。

小学校で廃止されるのは、宇陀市立室生西小学校と、室生東小学校で、室生西小学校の跡地に新たに設置ということで、『室生小学校』が設置されます。

休校は継続の6校で、生徒が在籍する公立小学校が今年度より1校減り、201校となります。

中学校については、五條市立大塔中学校が継続して休校です。生徒が在籍する公立中学校は、今年度と同じ104校となります。黒滝村立黒滝中学校が、黒滝小学校の施設を共用することとなり、位置を変更する旨の届出がありました。

中学校の二部授業実施校については今年度と同じ3校です。」

○大西学校教育課長 「続いて、県立高等養護学校の各分教室の学習コース名とクラス数についてご報告します。

平成26年5月に、県では高等学校段階のインクルーシブ教育の推進と、障害のある生徒の職業教育の充実のために、県立高等学校における高等養護学校の分教室の設置を決定し、設置の準備を進めてきました。

平成28年4月から、第2学年になる生徒が、分教室での学習を開始するにあたり、県立高等養護学校から報告がありました各分教室の学習コース名とクラス数について、ご報告させていただきます。

分教室では、各高等学校の専門性と関連した学習コースを設けていて、2年生から希望のコースに進むことができます。

高円分教室では1クラス10名、山辺分教室では1クラス2名、二階堂分教室ではコース2つでクラスは3つということになります。県立高等養護学校に残るクラスは、2クラス分23名となります。

従来、計画していたクラス数は、高円が2クラスと県立高等養護学校が1クラスということでしたが、希望を優先する形で調整した結果、来年度はこの内容でスタートさせていただきます。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見がないようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

○吉田教育長 「それではこれもちまして、本日の委員会を終了します。」